

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○地籍調査の成果について認証した件	四五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	四五
○土地収用法により事業の認定をした件	四五
公告	
○一般競争入札を行う件	四五
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	四五
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	四五
○肥料の登録の有効期間を更新した件	四五
○肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件	四五
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	四五

告示

福島県告示第六百七十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
湯川村
- 二 成果の名称
河沼郡湯川村大字笈川の一部の地籍図及び地籍簿（笈川地区）

（農村計画課）

福島県告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星保男 佐藤亀太郎 佐藤定八 五十嵐昭一 星行雄 星伊三郎 星与志造 株式会社田島銀行 星誠伍 阿部勝太郎 二宮利一 渡部喜代作 渡部彦七 玉川孫吉
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和四年福島県告示第五百九十三号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 起業者の名称
本宮市
- 二 事業の種類
五百川駅駐停車場整備事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
収用の部分 福島県本宮市荒井字前田地内
使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1 法第二十条第一号の要件への適合性
五百川駅駐停車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二

号に掲げる地方公共団体が設置する広場に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、「本宮市第二次総合計画」及び「本宮市都市計画マスタープラン二〇一五」に基づき本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益
現在の五百川駅前、駅前の広場へ進入する県道大橋五百川停車場線の幅員が狭く、自動車の対面通行ができない上、歩道も整備されていないため、自転車及び歩行者の安全も図られていない状況である。また、広場自体も狭くロータリー化が図られていないため、自動車の動線が確保できていない。

そのため、地元住民からは送迎車両の迷惑駐車対策、また駅利用者及び送迎者からは安全な乗降及び利用ができるよう要望が寄せられている。

今後、駅利用者の増加が見込まれているが、交通事故の発生、特に人身事故の発生の懸念がある。

本件事業の施行により、駅利用者及び送迎者の車両が狭隘部を通行する必要性がなくなり、駅を利用する歩行者及び自転車等の安全性が確保され、また駅利用者等の車両の安全性及び利便性の向上が期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業計画地内の埋蔵文化財の有無について、起業者が令和三年十二月に本宮市教育部歴史民俗資料館に確認したところ、存在しないとの回答を得ている。

また、本件事業計画地内及び周辺地域における希少野生動物について、起業者が令和四年四月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、存在しないとの回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、確認の限りでは認められない。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、将来を見据えた都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画として、平成二十七年三月に「本宮市都市計画マスタープラン二〇一五」を、平成三十一年三月に「本宮市第二次総合計画」を策定した。

本件事業は、これらを実現するために実施するものである。

また、本件事業における起業地の選定は、事業に必要な面積が確保され、位置的条件の利便性及び利用者の安全性の観点から、三箇所候補地を比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量

4 法第二十条第四号要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性
五百川駅前、自動車の対面通行ができない上、歩道も整備されていないため、自転車及び歩行者の安全も図られていない状況である。今後、駅利用者の増加が見込まれているが、交通事故の発生、特に人身事故の発生の懸念があることから、駐停車場を整備する必要がある。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性
起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は、全て本件事業の用に恒久的に供されるため、取用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
本宮市建設部都市整備課

(土木総務課用地室)

公 告

公告第231号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年10月11日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県県北保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで
- (4) 供給場所 福島県県北保健福祉事務所（福島県福島市御山町8番30号）ほか14施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年11月1日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課
電話024-521-7220

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月1日（火）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年10月11日（火）から同年11月1日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年10月18日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年11月8日（火）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎7階保健福祉部会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年11月7日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単
価（小数点以下を含むことができる。）。同一月においては単一のものとする。）
及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。）。同一
月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使
用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に
記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1
円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落
札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載
すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply
for use at the Ken-poku Public Health and Welfare Office and 14 other facilities
1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30p.m., 8 November 2022
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15p.m., 7 November 2022
 - (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Social Health and
Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural
Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7220
- （保健福祉総務課）

公告第二百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

請戸川土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 吉田 栄光 双葉郡浪江町大字室原字北町尻三番地

（農村計画課）

公告第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

白河市東土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 藤田 雅三 白河市東下野出島字大森二一番地

同 鈴木 武雄 市東形見字下ノ内三番地

同 矢吹 正美 市東釜子字東浦七七番地

同 鈴木 武光 市東釜子字秋山二二二番地

同 藤田 文男 市東下野出島字石原一八番地

同 鈴木 勝則 市東上野出島字蟹沢二番地

同 飛知和 貢 市東蕪内字岩沢五九番地

同 北條 雄三 市東上野出島字源兵エ池三番地

同 角田 正雄 市東千田字明神前二一番地

同 坂本 敏昭 市東釜子字若栗五番地

同 小松 一恵 市東深仁井田字千代ノ岡一八番地

同 斎須 初夫 市東栃本字宿畑一五番地

就任した役員

役別 氏名

理事 市川 哲夫 白河市東釜子字殿田表七二番地

同 北條 雄三 市東上野出島字源兵エ池三番地

同 富永 幹男 市東下野出島字八内二七五番地

公告第二百三十五号

同	角田 達	同	市東千田字正札二番地四
同	渡辺 秋男	同	市東蕪内字狐久保二三番地一
同	穂積 一郎	同	市東深仁井田字千代ノ岡八二番地
同	白岩 正一	同	市東形見字宮下九三番地
同	外山 徳彦	同	市東栃本字宿畑一一番地
同	大竹 勝美	同	市東上野出島字反田九〇番地
同	山口 泰夫	同	市東釜子字日向一九五番地三
同	邊見 喜一	同	市東釜子字畑中一三一一番地
同	藤澤 定利	同	市東下野出島字岩井戸七一一番地

（農村計画課）

公告第二百三十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
850	加工家 さんふ ん肥料	あぶく ま100 %有機	2.8	3.5	2.4	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	株式会 社伊奈 養鶏場	福島 県東 白川 郡塙 町大 字那 倉字 戸沢 一 番 地22	令和10 年9月 19日

（農業総合センター）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定により、次のとおり住所に変更がある届出があった。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	変更した 年月日	変更した事項		氏名又は 名称	住所
				変更後	変更前		
850	加工家 きんふ ん肥料	あぶく ま100 %有機	令和3年 11月24日	福島県 東白川 郡端町 大字那 倉字戸 沢1番 地22	埼玉県 越谷市 相模町 5丁目 364番 地2	株式会社 伊奈養 鶏場	福島県東 白川郡端 町大字那 倉字戸沢 1番地22

(農業総合センター)

公告第二四三六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和四年七月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和四年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

令和4年7月分
(普通肥料)

肥料の 種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査 項目	保証票 の検査 指摘 事項	その他 の検査	
なたね 油かす 及びそ の粉末	株式会社満田 屋	5.0なたね油 かす粉末	TN、TP、TK	—	表示項 目に不 備あり	—

注

- 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

令和4年7月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定 名	生産業者、輸入 業者又は販売業 者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果			備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	
くず植物油かす 及びその粉末	株式会社満田屋	ごま油かす 粉末	6.1	2.3	0.7	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

(農業総合センター)